

# 第96回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

令和2年6月19日（金曜日）

出席議員  (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員  (1名)	7番	竹 内 日 出 夫		
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	松阪鉄矢
	農林振興課特命参事	衣笠俊博	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	竹内秀夫
	三日月支所長	服部吉純	会計課長	尾崎基彦
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	安東文裕
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 67 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 69 号 佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 3. 議案第 80 号 財産の取得について（上月小学校スクールバス 1 台）  
日程第 4. 議案第 81 号 工事請負契約の変更について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事）  
日程第 5. 議案第 82 号 工事請負契約の締結について（久崎・大酒浄水場緩速ろ過池更生工事）  
日程第 6. 議案第 83 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第 7. 議案第 84 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第 8. 同意第 4 号 佐用町副町長の選任について  
日程第 9. 閉会中の常任委員会所管事務調査について  
日程第 10. 議員派遣について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

なお、重ねてであります、私の発声が大変不良でお聞き苦しい点がありますが、ご了承をいただきたいと思います。

なお、公式記録等に支障がある場合は、副議長のほうに交代をしますので、あらかじめお含みおきをいただきたいと思います。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、竹内議員より、通院のため本日の会議を欠席する旨の届が提出され、受理しておりますので、報告しておきます。

直ちに日程に入ります。

---

日程第 1. 議案第 67 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石堂 基君） まず、日程第 1、議案第 67 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第 67 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、加古原瑞樹議員。

〔総務常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

総務常任委員長（加古原瑞樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件について、報告をさせていただきます。

審査日時は、令和2年6月10日、午前9時28分から午前9時52分。

審査場所は、本庁舎西館3階議員控室です。

出席者は、体調不良のため欠席された山本委員を除く委員6名。

当局からは、町長、副町長、総務課長、税務課長、同課町税対策室長。

事務局からは局長と局長補佐であります。

早速、議案第67号、佐用町税条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。最初に追加説明を求めました。

税条例第24条に関連する説明で、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しということで、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために改正されたもの。

1点目は、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子、総所得が48万円以下を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」控除額30万円を適用すること。

2点目は、それ以外の寡婦についても引き続き控除の26万円を適用することと、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限の500万円以下を設定するもの。

現在の寡婦控除については、通常の寡婦控除と特別寡婦がある。寡婦については、死別・離別の観点から判定していく。死別の場合は、寡婦の特別控除を受けれるし、離別の場合は扶養があるかどうかで決定している。個人住民税について、父親である寡夫も26万円の寡夫控除が受けられる。改正後については通常の特別寡婦と未婚のひとり親を、「ひとり親」として従来の特別寡婦の控除30万円の控除をする。それ以外の死別された寡婦については今までどおり残り26万円の控除をする。ただし所得制限があり、年収678万円、所得にして500万円以下を対象とする。条例の中では、寡夫をひとり親に修正している。

第34条は、関係する文言の訂正や関連条例の訂正。

次に、第94条、たばこ税の改正は、従来葉巻たばこは、重さでたばこ税を課していたが、通常のたばこと比べるとかなり軽量であるということから見直しをしている。最終的には葉巻たばこ1本を1グラムと換算し課税していくが、当面は0.7グラムを1本と換算して徐々に引き上げていくという改正。また、付附則の第3条の2では、延滞金の割合等の特例ということで、従来、特例基準割合というものに1%の率を足した分についての延滞金を徴収していた。特例基準割合というものが、延滞金特例基準割合に変更された。これについては、財務大臣が告示する割合に1%加算したものを適用していく。3年に1度の見直しで変動していく。従来は、これに代わる特別基準割合に1%を足していたが、今回の改正によって延滞金特例基準割合は平均貸付割合に0.5を加算した分で徴収する。特別基準割合または、平均貸付割合が変わりなければ0.5%の減額になる。

また、法人税の改正では、親会社、子会社というふうに連結子会社があるような大きな法人では、今までの法人税の申告であれば親会社が子会社の収益を全部吸い上げて決算をしていた。そこから経費を引いて最終的には従業員の人数に応じて分配した税割を各市町村に法人税割として納める。この人数割では、経費の負担割合が場所によって違うという不具合が出る。また、決算にかなりの時間と事務の膨大な労力がかかるという観点から改正された。親会社、子会社については総所得から損益通算できるところが引かれ、そこから配分された所得金額に応じて、親会社、子会社それぞれが独自の経費を引いて調整を行い、税額を決定して各市町に納める。「連結法人」という文言がなくなるということで条例が削除される。との説明がありました。

次に、質疑に入りました。

主な質疑では、従来の寡婦の扶養親族なしについては、従来どおり26万円の寡婦控除で、寡夫の場合は扶養する子供あり、なしに関わらず特別控除の対象なのかについて、寡

夫については、「子あり」が、特別控除「ひとり親控除」の対象となるとの答弁。

また、なぜ、寡婦の場合と寡夫が違うのかについて、寡婦については、死別の場合については従来の寡婦がとれる。離別の寡婦の場合は、寡夫と同じように扶養があるかどうかで、ひとり親という判定で 30 万円の特別控除が受けられるとの答弁。

また、寡婦・寡夫というのは例えば、未婚のひとり親も入るのかについて、今回の改正では、戸籍上に婚姻歴がなく子供を扶養する方も対象となった。実際に扶養する子供がいるかどうかについての判定となり、単純に戸籍をみての判定は難しい。健康福祉課の児童扶養手当を申請されている方が対象になる。現在約 110 人が児童扶養手当を受けられているが、その中で男性は 2 人で、本人の申請や扶養があるか、所得がどうかを判定しなければならないので、人数を把握するのが困難。ただ、扶養する子供があれば、ひとり親の対象になるとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では原案の通り可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（石堂 基君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 67 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 67 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2．議案第 69 号 佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、議案第 69 号、佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第 69 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、廣利一志議員。

〔産業厚生常任委員長 廣利一志君 登壇〕

産業厚生常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

第 96 回佐用町議会において、産業厚生常任委員会に付託された議案第 69 号、佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例を審査した結果について、報告をさせていただきます。

審査日時は、令和 2 年 6 月 11 日、木曜日、午前 9 時 28 分開会、午前 10 時 40 分閉会。  
場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階議員控室です。

出席者は、委員 7 名全員。

当局から、町長、副町長、総務課長、高年介護課長、同課高年介護室長、同課佐用朝霧園長。

事務局から、局長、局長補佐でした。

当局に追加説明を求めました。

追加説明では、現在、建設中の養護老人ホーム佐用朝霧園移転改築工事により、現在の条例で規定している施設の位置が完成後は、平福地域から佐用町林崎 662 番地 8 へと変更となるので、それを改めるものである。併せて、佐用朝霧園の管理について、地方自治法の規定に基づき指定管理者に行わせることができる旨を追加して規定することとしている。

養護老人ホームは、老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を市町村が措置を行い入所する施設である。

また同法第 20 条 4 で、養護老人ホームは、入所者を養護するとともに、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練、援助などを行うことを目的とする施設であると位置づけられている。

このため、条例の施行に関して必要な事項を定める佐用町立老人福祉施設条例施行規則を制定して、養護老人ホームの入所者に対する処遇方法などについて規定しているが、この規則は旧佐用町において、昭和 41 年 3 月に制定されたもので、条文の表記、文言が現在と合わない個所も多少あり、今回条例改正と合わせて全部改正するものである。

なお、新施設の建設工事は、当初の予定から 10 日ほど工期が延びる見込みだが、5 月末の進捗率は 83% で、建物本体の工事は予定どおり進んでいる。8 月中の引っ越し、入所者の移動を行う予定なので、今回の条例改正の施行日は、令和 2 年 9 月 1 日としている。

質疑に入りました。

主な質疑は、直営ではなく指定管理する理由はということで、答弁では、佐用朝霧園には 23 名の職員が在籍して、園長、管理栄養士、生活指導員、支援員、調理員等で仕事し、専門性が高く役場本庁との人事交流が難しい。社会福祉協議会の職員の専門性の高さなどから指定管理と考えている。また、社会福祉協議会に委託することで、社会福祉協議会自体の活動をより総合的に福祉活動の中で充実させることになる。社会福祉協議会は、こうした施設介護を運営事業の 1 つとすることで、充実した福祉活動ができる基盤となると。

また、指定管理は、いつから考えているのか。また、跡地はどうなるのかに対して、今年度中に社会福祉協議会と協議を進め、調整が整えば、令和 3 年 4 月指定管理をお願いしたい。平福の跡地については、建物については 54 年経過して老朽化している。今年度中に除却工事の実設計業務等の委託業務の発注をし、建物の解体撤去を考えている。跡地の利用については、まだ、決まっていない。

また、指定管理になった場合、入所判定はどうなるのか。答弁では、指定管理について

は、朝霧園の業務の運営施設の維持管理を委託する。町が従来どおり措置者なので、判定は町が行う。

討論に入りました。討論ありませんでした。

採決に移りました。

全員賛成でした。

議案第 69 号、佐用町立老人福祉施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

以上、産業厚生常任委員会に付託された審査案件の報告を終わります。以上です。

議長（石堂 基君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 69 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 69 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3 に入ります。日程第 3 から日程第 8 は、本日、追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 3．議案第 80 号 財産の取得について（上月小学校スクールバス 1 台）

議長（石堂 基君） それでは、日程第 3、議案第 80 号、財産の取得について、上月小学校スクールバスを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 80 号の財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの財産の取得は、上月小学校に配備しておりますマイクロバス 1 台を更新するものでございます。

本マイクロバスは、平成 11 年度に調達され、運用から 20 年が経過をいたしております。

児童の安全な通学の確保を図るために、町内業者 5 社に見積もりを依頼し、2 社が辞退をされたために、3 社からの見積書を徴収し、5 月 29 日に開札した結果、契約金額 844 万円消費税込みで、佐用町家内 501 の有限会社福井サービス代表取締役、福井正直（ふくいまさなお）氏に落札決定をいたしました。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 入札率が幾らかというのと、3 社になりましたけれど、これ 20 年たっておりますけれど、距離いんですか、走行距離は何ぼぐらい走っています？これ。

そして、その古いバスについては、入札で得た業者が引き取るようになっておるんでしょうか。そこらへんについては。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） まず、落札率でございますが、予算額に対しまして落札額は 92.7%でございます。

それから、20 年経過しておりますけれども、20 万キロを超えておると。正確な数字は記憶しておりませんが、そういった状況でございます。

それから、古いバスですけども、今後、オークションというか、入札等で売買を考えてございます。

以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第 80 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 80 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4．議案第 81 号 工事請負契約の変更について（養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 4、議案第 81 号、工事請負契約の変更について、養護老人ホーム「佐用朝霧園」移転改築工事を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 81 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本工事につきましては、昨年 7 月の臨時会におきまして、工事請負契約締結のご承認をいただいたところでありますが、その後、10 月に消費税が 10%に改定されたことと、一部設計変更の必要が生じたために 12 月と 3 月の定例会におきまして、それぞれ契約額の変更についてご承認をいただきました。

このたび、工事の完了に向けまして出来高精算をとりまして、精算をするために、この契約額を変更しようとするものでございます。

主な変更要因といたしましては、隣接する平成福社会と共用して利用する入り口付近の駐車場などの整備や、国道からの進入路と平成福社会のシャイン、ハイム・ゾンネ両施設へ通ずる敷地内通路のアスファルト舗装、水路の新設、門扉の設置などの増加が主なものでございます。

これらの変更追加工事によりまして、消費税を含む契約金額 8 億 8,952 万 7,100 円を 2,159 万 6,300 円増額をし、9 億 1,112 万 3,400 円に変更をしようとするものでございます。

また、工期につきましても現契約では、完了日を令和 2 年 7 月 31 日といたしておりますが、外構工事の整備箇所の追加や新型コロナウイルスの影響などによりまして、予定より 10 日ほど遅れておりますので、完了日を令和 2 年 8 月 11 日まで延長することといたしております。

以上、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。  
なお、本案については、本日即決とします。  
これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） 今、お聞きしました変更の内容なんですけれども、駐車場のこととか、それから施設内通路の件なんか、これは当初から予想されていたことではないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、土地をああして取得するに当たりまして、平成福祉会から譲渡いただく話の中でも、私どもの施設をつくった後、今、ありますシャイン、また、ハイム・ゾネ、それぞれが支障のないように、町の責任を持って整備をするという約束は、当然しておりました。

ただ、平成福祉会と最初から契約の中に、この設計として、きちっと盛り込むことができておりません。

と言うのは、平成福祉会の皆さんも、工事がある程度出来上がってきて、その後の活用の方法、また、通路の確保。それから、門ですね、これを3つの施設ができるものですから、そういう施設と一緒に、できれば経営は違いますが、できるだけ一体的に効率よく使えるようにしたいということの平成福祉会のご意見もあり、町としても、そういうことを望んでおりましたので、この外構工事、国道からの進入路とか、それから門、それから、中の施設、平成福祉会の駐車場までは、当然、町としては舗装はいたしませんけれども、共用する部分については、町のほうで整備をするということで、このたび最終的な大体の外構工事が出来上がってきた段階で、現地を見ながら平成福祉会のほうも検討をいただいて、決定したものを、今度、施工するという運びになっておりますので、それはもう、当初から、この計画の中に入っていたものであることは間違いありません。

ただ、設計額として、工事請負額として入ってなかったというだけです。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 今、説明がありましたけれど、通用門とか、それから、門扉なんかについては、同じやつを使って、平成福祉会と朝霧と同じように使っていくわけなんですけれど、鍵の開け閉めとか、そういうようなのは、どちらも同じ合鍵持って、双方がしていくというふうになっておるのか、そこらへんは、どんなんでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） また、見ていただければ、現地で分かるんですけども、当然、広い敷地の中に入りますので、門はありますけれども、一番最初のところに3つの施設を全部止めてしまうような、そういう門扉は、そういう管理はいたしません。

それぞれの施設に、また、平成福社会のほうは、建物のほうが、それぞれ入り口があるわけですけども、中に、新しい私どもの朝霧園は朝霧園としての入り口、門が、そこで管理ができるようにしておりますので、そのへんは、よく検討しながら計画をしております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第81号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第81号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5．議案第82号 工事請負契約の締結について（久崎・大酒浄水場緩速ろ過池更生工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第5、議案第82号、工事請負契約の締結について、久崎・大酒浄水場緩速ろ過池更生工事を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第82号、工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、上程させていただきました、久崎・大酒浄水場緩速ろ過池更生工事でございますが、両浄水場の浄水方法は緩速ろ過で、ろ過池の構造は上部から順に砂層、砂利層、集水装置で構成されております。そのろ過池は久崎に5つ、また、大酒に3つあり、通常は、それぞれのろ過池の砂層、一番上の砂層の目詰まりによりまして、ろ過流量が少なくなれば、砂層表面を削り取るという作業を行い、流量の確保並びに水質を維持してきております。久崎は最も古い1、2、3号池がおおよそ40年前に、大酒はおおよそ20年前に竣工して

おりまして、久崎浄水場では、およそ 20 年前に、ろ過砂の洗浄などの更生工事を行って以来、両浄水場とも更生工事を実施いたしておりません。令和元年度に調査したところ、大酒については砂層が減少し、表面だけでなく最下層も汚れておりまして、久崎につきましても、砂層の減少だけでなく、集水装置下の最下層であるろ床（ろしょう）まで汚れてきております。また、いずれも、ろ過池壁面やろ床にひび割れがあること、久崎の集水装置は集水効率の悪いヒューム管を使用をしているということでもあります。

両浄水場とも、現在は水質の問題はなく、安定した水量を供給しておりますけれども、昨年度の調査で、ろ過層の汚れとろ過池のひび割れが進行していることが判明したことから、将来にわたり持続的に上質で豊富な飲料水を安定供給するために、両浄水場とも、砂層、砂利層、集水装置の洗浄・補充、ろ過池ひび割れの修繕並びに、久崎の集水装置の改修を行うことが必要だということで、このたびの工事の契約の上程をさせていただきました。

工事請負契約につきましては、指名型プロポーザル方式にて、更生工事の実績のある事業者 6 社を指名選定し、3 社が辞退となりましたが落札者をプロポーザル審査会により決定をさせていただきました。

その結果、契約金額 1 億 2,870 万円、うち消費税及び地方消費税相当額は、1,170 万円で、契約の相手方は、大阪府枚方市尊延寺（そんえんじ）6 丁目 31 番 6 の 105 号、西戸崎興産（さいとぎきこうさん）株式会社関西営業所所長、東村憲和（ひがしむら のりかず）氏に決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。終わります。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） この議案は、久崎・大酒、それぞれの施設を更生工事行うということで、契約としてまとめた 1 億 2,870 万円という契約金額が計上されています。

そこで、お尋ねしたいのは、久崎・大酒、それぞれの浄水場の工事価格というか、契約金額がトータルしてなる金額のことですから、それぞれは、どれぐらいになるのかお尋ねします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） それでは、浄水場ごとの金額について、説明させていただきます。

上月（久崎）浄水場なんですけれども、こちらについては 131.6 平米のろ過池、これを

5つで、金額としましては8,447万100円。

それから、大酒浄水場なんですけれども、こちらは120平米のろ過池3池、これに対し、更生請負金額は4,422万9,900円となっております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。  
ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） これ前の説明の時には、思ったより砂層とか砂利層が少なかったと言われておりますが、これらの判定というのか、測定する場合は、どういうふうな基準い  
うんか、目視でやっておったんでしょうか。そこらへんは。  
そして、どうして、それだけ少なくなっておったんか。そこらへんは、どんなんでしょ  
うか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） この緩速ろ過池というのは、かなり特殊なというか、ろ過方法  
で、流速が日量4メートル程度、かなり遅いスピードでろ過をします。

と言うのは、これは砂層の上に生物膜をつくって、ろ過と言うより、そういった生物膜  
の処理によって、水処理を行うというような方法でありまして、こちらについては、日頃  
のメンテに関しては、砂の水量が取れなくなったら砂の層を削るというような方法で、日  
頃の日常管理は行っております。

そういった部分で、どんどん砂の層が少なくなっておるんですけれども、当初、砂の層  
は800ミリ、80センチ程度の層を敷きならしておるんですけれども、今回、水を落として、  
砂の層の高さを調査した結果、久崎浄化センターにおいては、550ミリ、55センチとい  
うような結果で、大酒については600ミリ、60センチの砂の層まで減っていたというこ  
とで、今回、更生と併せて、砂の補充のほうを行うというものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） そしたら、検査については、年間定期的に何回ぐらいやられてお  
るんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 水質検査については、通常月2回程度やっております、年に

2回は精密な検査を行っております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第 82 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 82 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 . 議案第 83 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、議案第 83 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 83 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病並びに収入が減少等した世帯の国民健康保険税を減免できることとするための改正でございます。

国民健康保険税につきましては、従来から収入の減少等による減免の規定がございますが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響による減免について、国が示す財政支援の基準を満たすものについて、全額財政支援を行うこととされたことに伴い、国と同様の基準を条例で規定し、この基準を満たすものについて減免ができることといたします。

減免の対象となるのは、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険税で、普通徴収の場合は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間に納期限が、特別徴収の場合は、この間に年金給付の支払日が定められている保険税となります。

減免する金額等詳細につきましては、国の示す基準と同一の内容を、佐用町税等の減免の基準に関する規程を改正して規定することといたしましたが、その内容といたしましては、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合には全額免除とし、収入減少の場合につきましては、保険税額に、前年度における主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の合計所得金額に対する主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額の割合を乗じて対象となる保険税額を算定し、その額に前年の合計所得金額に応じて 10 分の 10 から 10 分の 2 の幅で 5 段階に分けて減免措置を講ずるものでござい

す。

改正の施行日は、公布の日といたしますが、本年2月1日に遡及して適用することで、2月に納期が設定されているものから減免が可能となります。

以上、ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） これ、コロナになった場合ということでございますけれど、その場合、前年の所得証明とか、そして、今年の収入が減ったとかいう場合は、それは、どんなんですか。本人が、全部、そういうような書類をそろえて申請するという事なんですか。そこらへんは、どうでしょう。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） それでは、ただ今の岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

申請に当たりましては、なるべく簡便な方法ということが原則というふうに考えてございますけれども、前年の所得につきましては、確定申告されている方につきましては、その確定申告書の控え、給与所得の方で、申告されていない方につきましては、源泉徴収票の控え、そういった物の提出をお願いすることになります。

今年の減少を見る場合の今年の収入につきましては、まだ、現時点では、年の途中でございます。ですから、現時点におきまして、帳簿なり収支の計算書、そういった物をご自分で作成をさせていただいて持ってきていただきましたら、それを基に、こちらで減少額等を判定させていただくというふうに考えております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第83号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第83号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7．議案第 84 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 7、議案第 84 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 84 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して、保険料の免除等を行うとの国の財政支援の方針が示されたことに伴い、介護保険料の減免の取り扱いについて、規定するための改正でございます。

現行の条例及び介護保険料徴収猶予及び減免規程におきましても、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業の休廃止や著しい損失、失業などにより、前年と比較して 5 割以下に減少した場合に、介護保険料を減免する規定はございますが、先ほど申し上げました、感染症の影響による収入減少の場合の介護保険料減免につきましては、その対象となる減免要件の適用期間と、対象となる介護保険料の納期限が今年 2 月から令和 3 年 3 月末までと、限定をされておりますので、条例附則に追加して規定するものとしております。

このたびの改正は、厚生労働省の示す財政支援の基準に合わせて条例で規定をしており、対象となる方は、感染症により、主として生計を維持する者が、死亡または重篤な疾病を負った第 1 号被保険者。あるいは、感染症の影響により、主として生計を維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入などの事業収入等が前年と比較して 7 割以下に減少した方で、事業収入等以外の前年の所得合計額が 400 万円以下の方でございます。

対象となる保険料の減免額等の詳細につきましては、別に、佐用町介護保険料徴収猶予及び減免規程に定めることとしておりますが、その内容といたしましては、主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った場合は、全額免除とし、収入減少の場合については、所得の金額、減少が見込まれる事業収入等の全収入に占める割合等により、合計所得金額により定められた 10 分の 10、10 分の 8 という減免割合をもとに、減免措置を講ずるものでございます。

改正の施行日は、公布の日といたしますが、本年 2 月 1 日から適用をすることとしております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） これもコロナということでございますけれど、今、国保のように、課長から説明ありましたように、前年度については、確定申告。そして、今年度の落ち込んだ分については、月々、まだ、途中でございますので自分が表に表して、そして、役場のほうへ持って行くと、同じような考え方でいいんですね。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答えいたします。

議員がおっしゃられたように、それと住民課長が申しましたように、申請を簡便にするために、そのような方法を取るということで対応したいと思っています。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第84号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第84号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8．同意第4号 佐用町副町長の選任について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第8、同意第4号、佐用町副町長の選任についてを議題とします。

ここで、坪内副町長には、退席をお願いします。

〔副町長 坪内頼男君 退場〕

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）            それでは、ただ今、上程をいただきました同意第4号、佐用町副町長の選任についてのご説明を申し上げます。

現、坪内副町長は、令和2年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、坪内頼男氏を再任をいたしたくご同意をお願いするものでございます。

坪内副町長は、昭和52年3月に島根大学文理学部を卒業した後、同年4月に旧上月町役場に採用され、佐用町役場を定年退職するまで35年間職員として勤務をいたしておりました。

特に、合併後におきましては、教育委員会教育推進課長、総務課長等を歴任し、平成24年7月から今日まで2期8年間にわたりまして、副町長として町行政の安定した執行に大きな力を発揮してくれております。

現在の社会状況、こうしたコロナ対策等、非常にこの影響が、今後、厳しい状況になっていくだろうと想定をされる中である社会状況の中で、これまでの経験を十分生かしながら、引き続いて佐用町の発展のために活躍をしてくれるものと確信をいたしておりますので、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（石堂 基君）            当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君）            ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君）            挙手、全員です。よって、同意第4号は、同意することに決定しました。

ここで、坪内副町長の入場を求めます。

〔副町長 坪内頼男君 入場〕

議長（石堂 基君）            坪内副町長に報告します。ただ今、副町長の選任の件は、同意されましたので報告します。

ここで、しばらく休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時30分 再開

議長（石堂 基君）            休憩を解き会議を続行します。

---

日程第9. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石堂 基君） 日程第9、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。  
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

---

日程第10. 議員派遣について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第10、議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

---

議長（石堂 基君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、第96回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

---

午前10時31分 閉会

---

議長挨拶

議長（石堂 基君） 閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げなければいけないところではありますが、非常にお聞き苦し声でもありますので、省略をし、代わって町長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。  
よろしく申し上げます。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

議長の代わりというわけにはいきませんが、町長として、本議会、定例議会として、たくさんのまた、議案を上程をさせていただき、コロナ感染を防止するという、そういう観点から、いろいろと議会のほうでも協議をいただいて、そういう中にあっても、慎重審議を賜り、それぞれ原案どおり承認をいただきましたこと、改めて、お礼を申し上げたいと思います。

特に、坪内副町長の選任、再任同意につきましては、全員の皆さん方に同意をいただきました。

先ほど、坪内副町長からの挨拶、決意の挨拶がありましたように、非常に町民の皆さん方の状況というのは、コロナがなくても非常に厳しい状況の中にあり、さらにこのコロナの感染防止という観点から、日本にとどまらず世界中の、今、経済も停滞をし、この影響は、これから、これからは、非常に厳しく、だんだんと、そうした状況になってくるのではないかということが懸念をされます。

そういう中にありまして、町民の皆さんの状況を、しっかりと私たちも見ながら、できるだけ町でできることは迅速に対策をし、対応していきたい。町民の皆さんへの責任を果たしていくために、努力を重ねていきたいと考えております。

非常にこれから、コロナだけではなくて、はや昨日も大雨ということで、今朝、姫新線が止まってしまうような、そんな形にもなりましたけれども、非常に暑い夏が予想されておりますし、自然災害のほうも、かなり警戒をしなければならない状況になっております。

そういう状況の中で、議員皆さん方におかれましても、十分に、この暑さ対策をされながら、元気にまた、活躍をいただき、また、いろんな状況が、次々と生まれてくる可能性がありますので、そういう面におきまして、ぜひ町行政一体になって、私ども、議員の皆さん方にも、順次、いろいろとご相談を申し上げ協議をさせていただきたいと考えておりますので、佐用町のために共に頑張っていきたいと思っております。

閉会に当たりましての御挨拶にはなりませんけれども、これから、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（石堂 基君） これをもって終了します。御苦勞様でした。